

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
善導寺町 個人	1 第2章 人権を取り巻く状況中、1行目に第2次世界大戦を深く反省する中からとの次に、最も人権が侵害されるのが戦争であるから戦争防止のために、人々は努力、協力し、平和を守り、人権を守るべきだ、と入れる。	ご意見のうち、「最も人権が侵害されるのが戦争であるから戦争防止のために」の趣旨は理解しますので、修正案のとおりとします。 また、「人々は努力、協力し、平和を守り、人権を守るべきだ」の趣旨は理解しますが、本文の「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎」との発言に集約されていると理解しますので、原文のままとさせていただきます。	「第2次世界大戦を深く反省する中から」の前に、「最大の人権侵害である戦争の再発防止を願い、」を追加します。
	2 第5章 推進体制等 人権の中に同和も入るわけだから、人権だけにしたらどうだろうか。世界は日々にグローバル化しており変革しているので名称も変更してもらいたい。人権・同和对策室ではなく、「人権推進室」としてもらいたい。	この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、久留米市が取り組む人権教育・啓発について基本的な考え方や方向性を示し、人権教育・啓発の総合的な推進を図ることを目指して策定するものです。 「人権・同和对策室」という文言は、「第5章推進体制等」の中だけでなく、指針案全文を見てもございませんので、原文のままとさせていただきます。	原案のとおりとします。
上津町 団体	3 (全体) 「人権問題」の記述と「人権・同和问题」の記述と混在している。定義してほしい。	固有名詞的に使っている「人権・同和问题」以外の同語について、修正したいと考えます。	普通名詞的に使っているものについて、文脈に合わせて修正します。
	4 (全体) 「人権」をどう捉えているのか、まず定義を示してほしい。	資料編に掲載予定の用語集の中で説明することといたします。	用語集に言葉の意味を掲載します。
	5 (全体) 「人権侵害」に対する相談窓口や苦情処理機関を設置してほしい。	人権問題に関する相談は、現在、関係各課(人権啓発センター、人権・同和对策室、人権・同和教育室、隣保館等)で対応しています。 また、人権相談は一ヶ所の窓口ですべての案件を受け入れることは困難なので、それぞれの窓口が有機的に連携して取り組んでいきます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	6	(全体) 「共生」の定義をしてほしい。	資料編に掲載予定の用語集の中で説明することといたします。	用語集に言葉の意味を掲載します。
	7	p2 基本指針の性格(3)で、人権関係の市民意識調査は、他に「男女平等に関する市民意識調査」や「次世代育成支援に関するニーズ調査」等もあるので、すべてについて記述してほしい。	ご意見を踏まえて修正いたします。	ご意見を踏まえて、修正します。
	8	p3～p6まで国・県・市になるにつれ平和の問題が触れられていない。戦争は最大の人権侵害である視点で記述してほしい。	本章では、人権を取り巻く状況について述べています。この中で、まず第1の「国際的潮流」の中で、平和問題が基礎であることを記述しています。国・県・市では、このことを受けて、基本計画や基本指針を策定している現状を記述しています。	原案のとおりとします。
	9	p6・27行目「学・社融合という視点」とはどんなことか。説明を加えてほしい。	学校教育(教職員・児童生徒)と社会教育(地域・家庭)とが一体となって、人権課題の解決を図ると言うことです。学校教育の中での人権教育で子どもたちが学ぶことと、地域の大人たちが学ぶことは、両輪であり、どちらが欠けても人権教育・啓発はすすみませんし、人権課題の解決はできません。さらには日常生活や行事等についての協働の営みが必要不可欠です。「地域のこどもたちを地域で育てる」ということも含め、学・社融合を図ると言うことです。	「学・社融合という視点」を「学校教育(教職員・子ども)と社会教育(地域・家庭)との融合という視点」に修正します。
	10	p6「人権啓発推進委員」制度の充実が求められている。あらゆる分野の人権に対応できる体制であること。	草の根人権啓発活動の推進者である人権啓発推進員はとりわけ、高い人権意識が求められることは言うまでもありません。研修による研鑽によって、高い人権意識の醸成に資するよう、研修・啓発機会の提供と内容のより一層の充実を図っていきたいと考えます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	11	p7・2行～20行目までの精神が「久留米市教育 改革プラン」や「保育指針」等に活かされているとは いいがたい。市の人権施策が「人権教育及び人権 啓発の推進に関する法律」に基づいて行われてい るか、点検してほしい。	指針の策定後は、この方針に基づき、施策を点検・推進していく必 要があると考えています。	原案のとおりとします。
	12	「人権啓発推進委員」「人権啓発推進協議会」 「人権のまちづくり推進協議会」などはあらゆる分野 の人権問題に対応できる体制であること。	人権啓発推進員はN010参照 人権啓発推進協議会及び人権のまちづくり推進協議会は、地域の 課題を取り入れた草の根の人権啓発活動が出来るように、地域にお いて多くの団体からの参加を得て、設立をお願いしているものです。あ らゆる分野の人権問題に対応できるよう、支援・連携していきたいと考 えます。	原案のとおりとします。
	13	p7・31行目「自己統制」の語句は幼児に相応しく ない。子どもたち同士の遊びは自然の中で遊ぶ時 に育つものであることを強調してほしい。	「自己統制」には、幼児が自ら判断し、自らを律し、主体的に行動す る態度を育てる意味を込めて使用していましたが、「統制」という語句 のイメージが幼児の明るく活動的な世界の否定つながることもご指摘 のとおりと考えますので、語句を変更したいと思います。	「自己統制」をすべて「自 主性」に修正します。
	14	p8・3行目「自己の存在感や充実感、(男女平等 感)、そして」と「男女平等感」を挿入してほしい。	「男女平等感」を含め、高齢者、障害者など様々な社会的弱者を思 いやる視点が大切であると考えます。そういった考え方を、2行から4 行に包含して表現しています。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	15	p9の趣旨を、「久留米市教育改革プラン」に活かすように記述してほしい。	「久留米市教育改革プラン」は、本市が目指す「人権が尊重されるまち」「子どもの笑顔があふれるまち」の実現に向けた取組であり、ご指摘いただいた点はプランの内容には反映されております。この点がより明確になるように修正します。	p9の14行目、「各学校におけるこれらの取組みは」の前に「平成18年8月に策定した「久留米市教育改革プラン」においてもこの考え方に基づき、人間性豊かな子どもの育成や学力の保障と向上に努めています。」を挿入します。
	16	p10・17行目「校長を中心とする」の記述を削除	文科省の調査研究会議が示した「人権教育の指導方法等の在り方について」の中でも、「校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要である。」と述べられています。学校全体で組織的・継続的に人権教育を推進していくためには、校長のリーダーシップは欠かせないものであると考えています。	原案のとおりとします
	17	p11「家庭」の中で父母に主従関係がある家庭がまだ多くあり、その中でDVなどの問題がおきる。家庭における人権教育が求められる。	家庭内での保護者の日常的態度に文言を追加します。	p11・15行「差別...をもって」を「差別しないことやお互いを尊重し認め合うという姿勢を日常生活の中で」に修正します。
	18	p11・24行目「教育センター」においては、「人権教育に関する研修が行われること」にふれてほしい。	人権・同和教育に関する研修については、平成19年度は5講座を実施し、次年度も7つの講座を計画していますが、ここでは懸案事項である「学校と地域社会の連携の在り方」についての調査研究に取り組むことを重点として強調したいと考えています。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	19	p11・5行目に「人権啓発センター」を挿入	学校と地域・家庭との連携の点からも、いわゆる教育と啓発の双方が重要であり、そういう意味からも、人権啓センターの活用は有効であると考えます。	p11・5行目に「人権啓発センター」を挿入します。
	20	p12・8行目「人権啓発推進員」に対する研修はあらゆる分野の人権問題に精通するようにすること。	10と同じです。	原案のとおりとします。
	21	p13の中で、セクハラ・パワハラの実状を記述してほしい。	ご指摘の内容につきましては、企業は、企業活動のあらゆる場面での人権を考慮し、職場内からあらゆる差別を根絶するための努力を行う責務を求めていく方針の中に、包括しているものです。	原案のとおりとします。
	22	p13の中で、同和地区出身者への差別をはじめ労働の場における男女の格差の解消のために企業管理職への徹底した啓発が重要。	ご指摘のように、単に啓発の内容のみならず、啓発の方法や手段、対象者まで含め、企業の実情に応じた「学習内容の創意工夫」を企業自らが、必要に応じて行うことが求められていると考えております。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	23 p15(1)市職員等の項で、「久留米市職員の男女格差是正措置の取組みについて」記述してほしい。	久留米市では、地方公務員法に規定される「平等取扱いの原則」や「成績主義の原則」、「適材適所」の視点から採用・昇任・人事異動を行うとともに、公平公正な勤務評定を行うための人事考課研修等に取り組んでおり、ご指摘の男女格差はないと理解しています。	原案のとおりとします。
	24 p16(2)教職員等の項で、「教育センター」での研修は、「学校教育と社会教育の連携、学・社融合の視点から」となっているが、この視点が「子どもへの教育的愛情や教育への使命感…人権感覚を高める」ようになるのかははっきりしないので、具体的に示してほしい。	ご意見を踏まえて修正いたします。	27行目「教育センターにおいては」の後に、「学校における人権教育の推進と共に、」を挿入します。
	25 p17・22行目「人権・同和問題講演会」を「人権・同和・男女平等問題講演会」とすること。	ご指摘の「男女平等」は「人権問題」に含まれています。	原案のとおりとします。
	26 p17(4)福祉関係者の項では、制度変更を単によりよく伝達するのではなく、「障害者や高齢者の声」を活かした制度変更を考える研修が大切。	暮らしを支える制度を正しく活用していくためには、正しく理解することが必要です。そのため、制度改革等に対しては、その内容をよりよく伝えることが基本であると考えます。 ご指摘のとおり「制度変更を考える研修」は、正しい伝達に基づく正しい理解を踏まえた上で、高齢者や障害者が自ら制度上の課題や問題を考えるためには有効と考えますが、この項では、人権教育・啓発の推進を図るために「制度を適切に理解する」ことをテーマとしていますので、記載する必要はないと考えます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	27 p22「部落差別」(3行目)と「同和問題」(8行目等)の語彙の統一を図ること	ここは、第4章にあげている1～8の各分野をさしているのので、その表現に合わせたいと考えます。	「部落差別」を「同和問題」に修正します。
	28 p22・18行目の「地区住民」は一般的に理解できないので、「同和地区住民」とすること。	ご意見を踏まえて修正いたします。	「地区住民」を「同和地区住民」へ修正します。
	29 p22・18行～20行目「地区住民の生活・文化の向上...物的な基盤整備事業」については、現在までの具体的成果について代表的な例をあげて触れること。	ご意見を踏まえて修正いたします。	p22・19行「...図るための事業」の後に、「住宅の建設や道路の整備など」を挿入します。
	30 p23「人権啓発センター」において、特に同和問題に関するセンター主催の講座をしてほしい。	現在、久留米市人権啓発推進協議会主催で、「同和問題講演会」、「人権・同和教育夏期講座」、「市民のつどい」、「なるほど人権セミナー」等の事業を行っており、人権啓発センターは他の人権担当課と共同で事務局機能を担っているところですが、啓発のあり方等を踏まえて、特色ある啓発講座の開催について検討していきたいと考えます。	原案のとおりとします。
	31 p22・22行～p23・12行間で「啓発推進体制」を分かりやすく図示してほしい。	ご要望を取り入れたいと思います。	巻末の資料の中に挿入します

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	32 p23・23行～p24・7行目までは「アンケートから見る現状」であり、(1)の現状に入れたほうが理解しやすい。	課題を説明するためにアンケートの結果を紹介しているものでありますので、原文のままさせていただきます。	原案のとおりとします。
	33 p23「現状」の中に、「同和地区内の高齢者・女性・子どもたち等が置かれている現状」について具体的にふれて方向性を示してほしい。	この基本方針は、久留米市が取り組む人権教育・啓発について基本的な考え方や方向性を示し、人権教育・啓発の総合的な推進を図ることを目指して策定するものです。 したがって、ご意見の現状(実態)は省略させていただきます。	原案のとおりとします。
	34 p23(2)課題について、p24の(図7)「結婚時...」については、p24下から3行目「そこで...」以下から「結婚」についても課題としての取組みの方向性を示してほしい。	結婚についての記述がありませんでしたので、修正したいと考えます。	p24下3行を「そこで、就職及び結婚に際して、差別につながる恐れの高い身元調査が行われないよう、同和問題やさまざまな人権問題に関する教育・啓発を推進していかなければなりません。」に修正します。
	35 p25カ人権侵害事件の「相談」事業について、パンフレットやリーフなどで具体的に紹介してほしい。 また、人権啓発センターにおいて相談窓口の開設と相談関係機関ネットワークを組織してほしい。	具体的意見であり、今後の事業運営の参考にさせていただきます。後段は、5に同じです。	原案のとおりとします。
	36 p25キ「隣保館・教育集会所」の機能について、具体的にふれてほしい。	ご意見を踏まえて修正いたします。	p25キ「啓発活動をはじめ」を「生活自立支援や啓発活動等、」に修正します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	37	p26ク「副読本」の利用についてふれてほしい。	福岡県同和教育副読本「かがやき」については、すでに各学校で「人権・同和問題学習のカリキュラム(指導計画)」において重点教材として活用されていますので「人権・同和問題学習のカリキュラム化」に包含されていると考えます。	原案のとおりとします。
	38	p29・1行目「民間の組織との連携」とあるが、「民間」は全くのボランティアであり、スタッフが高齢化することを考慮し、専従者を置けるくらいの補助をしてほしい。	ご要望として承っております。	原案のとおりとします。
	39	p29・20行目ウ「政策方針決定の場への女性の参画促進」に具体的な数値目標をあげること。	数値目標は実施計画の中で記述します。	原案のとおりとします。
	40	p29・20行目ウ「不平等な取扱等の相談の充実」に「男女平等推進員の周知を図ること」を挿入すること。	ご意見を踏まえて修正いたします。	「に対応する男女平等推進委員の周知・活用促進」を挿入します。
	41	p31・6行目「久留米市要保護児童対策地域協議会」で出された具体的な措置数などの実態にふれてほしい。	市では、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促していくためには、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援が必要であると考えております。	P31、6行からの文の後に、「地域協議会の中で、相談を主に受けている関係機関は市と児童相談所で、平成18年度の相談件数は市が171件、児童相談所が173件でありました。」を挿入します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	42 p31に学童保育についての記述がないので、ふれてほしい。	「くるめ子ども・子育てプラン」の中で、学童保育事業は重要な子育てサービスとして位置づけており、ハード・ソフト両面から事業内容の充実に取り組んでいます。	P30、27行からの文中に「学童保育の充実」を挿入します。
	43 p31の(図11)はどこが受けた相談数かを明らかにしてほしい。	児童虐待の相談は、市町村や児童相談所などで受け付けており、久留米市でも担当課を設置し、積極的に相談を受け付けております。	P30の(図11)の見出しに「久留米市が受け付けた」を加えます。
	44 p33「施策の方向」に「子どもの権利条約」の研修・啓発をいれてほしい。	子どもは人格を持った人間として、最大限に尊重されなければならず、「子どもの権利条約」等の研修・啓発を充実していく必要があると考えております。	P33「施策の方向」アを、「子どもの権利条約等、子どもの人権を尊重する研修・啓発の充実を図る。」に修正します。
	45 p34・23行目「関係機関との連携が可能となる仕組みづくりが不可欠です」とすること。	高齢者虐待に対応していくためには、多方面にわたる専門分野の知識が必要であるだけでなく、種々の施策との連携も必要であり、ケースによっては「不可欠」な場合もあると認識したうえで、「必要」と記しています。こういう意味合いから、ご指摘の「不可欠」よりも広い意味を考え、「必要」という表現が妥当であると考えます。	原案のとおりとします。
	46 高齢者に関する問題で、社会保障の充実についてふれること。	高齢者の支援制度は、「社会保障の充実」を図るための具体的な仕組み・施策として、制度の持続や改善が求められていると認識しています。 このような認識のもと、社会保障の充実を図るための高齢者支援制度の個別課題については、記載していますので、ご指摘の「社会保障の充実」について記載する必要はないと考えます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	47	高齢者虐待の実態調査をすること。	<p>高齢者虐待は多様な形で存在しており、きわめて内面的な事柄であるため、直接高齢者を対象として調査を実施するといった、一般的な手法で実態を把握することは、非常に難しいと考えています。このため、ケアマネジャーや民生委員、地域包括支援センター職員などへの通報や相談、情報提供があった場合、速やかに調査を行い、関係機関と連携して事実確認を行うとともに、救済対策等を実施していきます。</p> <p>なお、「高齢者虐待とはどのようなことか」という認識は、依然、社会的に共有されていないと考えて、「実態調査」の実施については今後の課題と捉え、まずは、高齢者虐待の認識を共有するためのアプローチとして「啓発や研修を実施する」と記載しました。</p>	原案のとおりとします。
	48	p35「ノーマライゼーション」の考え方だけでなく、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を導入すること。	<p>ソーシャル・インクルージョンの考え方につきましては、施策の方向として記載しております共生社会の実現が、その考え方を内包したものと考えております。</p>	原案のとおりとします。
	49	障害者虐待、性暴力の対象になっていないか等の実態調査をすること。	<p>障害者虐待や性暴力の対象になっていないか等の実態調査は、きわめて内面的な事柄であり、一般的な手法での(当該対象者への)実態調査は非常に難しいと考えています。そこで、行政窓口や障害者相談員、民生委員などへの虐待等の通報や相談、情報提供があった場合、これらを調査し実態を把握することが実態調査であると理解しています。関係機関と連携して、早急な事実確認を行い救済対策等を実施します。</p>	原案のとおりとします。
	50	p38「相談窓口の充実」に努め、外国人女性の相談にも対応できるようにすること。	<p>在住外国人の相談事業については、外国人の地域での生活上での不安を取り除くため、今後とも充実に努めることはいまでもありませんが、外国人女性の相談にも十分対応していきたいと考えております。女性の相談にも対応できるように、相談会には女性の被相談者も配置しています。</p>	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	51	p40実際に患者に接することによって理解が深まるのではないか。	啓発の手法として、ともにふれあう交流を通して、お互いの理解を深めることは大変重要なことです。こういった手法は今後の啓発活動に生かしていきたいと考えます。	40頁 イの項で、「元患者に関する正確な学習やふれあいを通じて理解を深めるといった啓発の推進や」に修正します。
	52	HIV・ハンセン病について、正確な教育・啓発をすすめてほしい。	平成19年3月に発行された久留米市人権・同和問題市民意識調査結果によれば、性別、しょうがい者、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身者、HIV感染者、高齢者の各項目に対する偏見について尋ねたところ、HIV感染者に対する偏見を持っていると答えた人の割合が最も多く、正確な認識がなされていない現実が明らかとなりました。偏見は間違った知識や思い込みによって、作られることから、正確な学習・啓発を重ねて、誤った偏見を取り除いていく必要があると認識しています。	原案のとおりとします。
	53	p41・1行目「故なく起居の場とし」は「やむなく起居の場とし」とすること。	この文言は、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」第2条の条文からの引用ですが、分かりやすい表現に変更します。	「故なく」を「様々な理由により」に修正します
	54	p41・10行～13行目に久留米市の実態も記述すること。	平成19年1月にホームレスの実態調査を行った結果を追加いたします。	P.41 10行目に「久留米市では、平成19年1月に実態調査を行ったところ、49名となっています。」を挿入します。
	55	p42「施策の方向」に「新しい人権問題にも対応するために庁内研修機関のネットワーク化を図ること」を挿入すること。	庁内研修機関は1つ(能力開発室)でありますので、各部局が連携して取り組みます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
上津町 団体	56	第5章1全庁的な推進体制で、人権問題は全庁的に推進する課題とあるように、徹底した教育・啓発が求められる。	ご意見を参考にし、取り組んでいきます。	原案のとおりとします。
	57	第5章2国・県・関係団体等との連携で、関係団体等への指導的立場の人が人権問題に精通していること。	指導的立場の人はとりわけ、高い人権意識が求められることは言うまでもありません。研修による研鑽によって、高い人権意識の醸成に資するよう、研修・啓発機会の提供と内容のより一層の充実を図っていきたくと考えます。	原案のとおりとします。
荒木町 個人	58	広報誌や啓発冊子発行に際してはあらゆる人権問題に敏感であること。	広報誌や冊子の発行にあたっては、様々な人権問題について、あらゆる視点から検討し、広報啓発に努めていきます。 「広報くめ」発行にあたっては、人権尊重の視点に立ち、報道機関が作成した用語集等を参考に、差別用語・不快語を使用しないなど配慮しています。	原案のとおりとします。
	59	地域での人権問題を掘り起こす大きな役割を果たす人権啓発推進員は、様々な人権問題に精通していること。	10に同じです。	原案のとおりとします。
	60	人権問題に係る人はいうまでもなく、あらゆる場での指導的立場の人への啓発・指導が必要。研修の際の講師はあらゆる面での人権感覚があること。	指導的立場の人はとりわけ、高い人権意識が求められることは言うまでもありません。研修による研鑽によって、あらゆる面での人権感覚を養い、研修・啓発機会の提供と内容のより一層の充実を図っていきたくと考えます。	原案のとおりとします。
	61	人権問題の各分野における法律・条令等の周知徹底。	法規認識は、重要な認識の一つであり、啓発のテーマに沿った法律・条例等を積極的に紹介していきます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
荒木町 個人	62	子供の人権感覚の形成にはあらゆる場での周りの大人の人権感覚が問われるので、大人への人権問題についての徹底した研修が重要。	ご指摘のとおり、幼児の人権感覚を形成するためには、保護者及び保育関係者等の人権問題についての研修が必要であると考えておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えます。	原案のとおりとします。
	63	教育の場では、教職員間のコミュニケーション形成、人権を尊重し合う環境・条件づくりが先決。	ご意見の人権を尊重し合う環境・条件づくり等については、第3章の2特定職業従事者に対する推進(2)教職員等において、研修の充実として述べさせていただいております。	原案のとおりとします。
	64	あらゆる場での人権問題の実態調査が実施されること。	実態調査は、さまざまな問題の現状を把握するためには有効な手段の一つと考えていますので、施策を遂行していく中で必要であれば取り組んでまいりたいと考えます。	原案のとおりとします。
国分町 団体	65	基本的で大切な言葉は定義あるいは説明をつけること。	資料編に掲載予定の用語集の中で説明することといたします。	用語集に言葉の意味を掲載します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	66 人権とは「人が尊厳を持って生きるためになくしてはならないもの」「すべての人間が生まれながらに有する権利であり、永久に侵されてはならないもの」「安心して、自信を持って自由に生きる人間の基本的権利」「人権は歴史を越え、国境を越える普遍的なもの」などが人権の内容として理解されていなければならない。	ご指摘の事項については、今後の啓発の取り組みに生かしていきます。	原案のとおりとします。
	67 人権意識とは「自分を大切にすること」「自分の存在は何よりもかけがえなく尊く、その存在を大切さをはぐくみ、いかして生きたいと思う心」「自分はとても大切な存在で、自分が人間らしく生きるために手放せないもの(人権)を奪おうとする者に対しては、怒りをもって拒否していいのだという認識」である。日本では、自分を大切にすることは、利己的で悪いことのように取られがちですが、「自分を大切にできない人は、他人を大切にすることもできない」「自分を愛せない人は他人を本当に愛することなどできるはずがない」のである。子どもの時から人権意識を持つことを大切にしたい。	人権を尊重する意識を形成するためには、自尊感情は不可欠なものと認識しています。この自尊感情の形成にとって重要なのは、若年での学校教育や家庭を中心とする社会教育の機会であることから、学校教育と社会教育との連携を図り、自尊感情の形成が芽生えるような教育・啓発機会の創出に取り組みたいと考えます。	原案のとおりとします。
	68 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にのっとり、本市の実情に即した「久留米市人権教育及び人権啓発の推進に関する条例」を制定すること。	本市には、平成7年に公布した「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」がすでにあります。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	69	68の条例に必ず人権総合オンプズ制度を盛り込み、条例の実効性を高めること。	68で述べたとおり、すでに条例があり、今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします。
	70	1頁下から5行「人権尊重の精神の確立」は「人権の確立」ではありませんか。	人権教育・啓発の目指すところは、個々の人権が確立された社会の実現にあります。そのためには、社会におけるすべての人達の人権を尊重する精神が必要であると考えます。この考えに基づき、ここでは人権尊重の精神の確立と表現しています。	原案のとおりとします。
	71	6頁下から5行「様々な人権」と40頁8「様々な人権」は同一か。	6頁下から5行の「様々な人権」とは、被差別部落の人、女性、子ども、高齢者、障害者、ホームレスの人やアイヌの人々など差別の対象とされている人々の人権という意味であり、40頁8のそれは、前述した項目以外の差別を受けている人達の人権という意味で使用しています。同じ言葉ですが、対象の範囲が40頁のものは限定的に使用しています。	40頁8の「様々な人権」を「その他の人権」に修正します。
	72	12頁5行 人権文化とは	資料編に掲載予定の用語集の中で説明することといたします。	用語集に言葉の意味を掲載します。
	73	1頁下から4行 共生とは	6に同じです。	用語集に言葉の意味を掲載します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	74	6頁最下段 学・社融合とは &・は不要では	9に同じです。	「学・社融合という視点」を「学校教育(教職員・子ども)と社会教育(地域・家庭)との融合という視点」に修正します。
	75	1頁18行「 <u>同和問題をはじめ...HIV感染者など様々な人権問題に対する偏見や差別が存在しています。</u> 」を「 <u>被差別部落の人をはじめ...HIV感染者に対する偏見や差別など人権問題が広く存在しています。</u> 」へ書き換えを。	問題に対する偏見や差別が存在するのではなく、特定の対象に対して偏見や差別が存在しているという認識から、御指摘のとおり表現を改めます。	御指摘のとおり表現とします。
	76	2頁4行「総合的かつ効果的に」、7頁10行「総合的かつ体系的」、43頁9行「総合的かつ計画的」の整合性に問題はないのか。	人権教育・啓発は総合的かつ体系的な計画のもと、効果的に行うことが重要であると考えられます。三箇所の部分では前後の文章から少しずつニュアンスが異なるため、同一の語句を使用していません。	原案のとおりとします。
	77	2頁(3)人権・同和という、人権問題 = 同和問題と捉えられて、人権が自分の問題でなく同和問題であるとして他人事になってしまうのではないかという気がする。だから、「人権とは」の定義をふまえて記述してほしい。	同和問題も人権問題ですが、人権問題 = 同和問題ではありません。まして、同和問題は他人事ではなく、自分の問題と考えることが大切です。	原案のとおりとします。
	78	2頁(4)「人権が尊重される社会の担い手は市民である」というのは理念とあるが違うのではないか。	ご意見を踏まえて修正いたします。	「理念」を「認識」へ修正します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	79	5頁19行「久留米市新総合計画」の中に「男女共同参画社会の実現」があるのだから、次頁4行目に「 <u>女性に関する問題</u> 」とあるのは「女性や男性に関する問題」とするべき。	男女共同参画社会の理念は男女の人権の尊重であり、ご指摘も理解しますが、現状では女性への人権侵害や女性に対する偏見、差別等が根強い状況があるため「女性に関する問題」と取り上げています。	原案のとおりとします。
	80	8頁11行「自己統制」について身につけさせていく...就学前の子どもに統制をかけるとは「人権」にもっとも相応しくないことではないか。	「自己統制」には、幼児が自ら判断し、自らを律し、主体的に行動する態度を育てる意味を込めて使用していましたが、「統制」という語句のイメージが幼児の明るく活動的な世界の否定つながることも、ご指摘のとおりと考えるので、語句を変更したいと思います。	「自己統制」をすべて「自主性」に修正します。
	81	8頁11行「～について身につけさせる」は文章上もおかしい。	「～について身につけさせる」の表記を分かりやすく修正したいと考えます	「～について」を「～を」に修正します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	82 10頁下から6行「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて教育活動を展開するように」とありますが、具体的にはどうするのですか。「久留米市こどもの権利条例」を制定すべきだと考える。	<p>子どもの権利条約を子どもたち自身のものとするために、条約の中身を伝え、行動への意欲を高めるために、学校教育の果たす役割は重要です。平成8年度から小学校6年生社会科の教科書をはじめ、中学・高校の教科書の中に、何らかのかたちで条約が記載されています。子どもたちに分かりやすい文章として紹介したりする工夫がなされているところです。</p> <p>このようなことと併せて、学校教育全体が、日々人権感覚に満ちた教育活動となり得るように、「教職員の人権尊重の理念の理解・体得」(人権教育の指導方法等の在り方等に関するとりまとめ)やいわゆる「人権を通じての教育」の実現が肝要です。日常の学校教育活動全体や環境が子どもの人権や権利を保障している状態になっている中で「人権についての教育」がすすめられること、あるいは、児童生徒会活動などの自主活動を充実させ、子どもの学校生活に関する規則などについても自分で決定していくような場の設定等が大切です。今後、一層「児童に権利に関する条約」の啓発に努めてまいりたいと考えています。</p>	原案のとおりとします。
	83 (2)学校における推進で2度も「規範意識」が使われて強調されています。「今時の子どもはいうことを聞かない、わがままだ」という大人の意図が透けて見えるようで、人権教育の指針に相応しいとは思えない。再考を。	規範意識については、大人や社会だけでなく子どもたち自身が決めた約束やルールを守ることも含めており、自他の人権を大切にするための知識や態度、実践力を育成する上では重要なことであると考えております。	原案のとおりとします。
	84 11頁13行(3)家庭は、男女の人権条例である「久留米市男女平等を進める条例」、特に第3条2号、5号、6号にそって、差別問題ではないジェンダーの問題であることに留意して家庭内の男女のありようを記述する。	17に同じです。	p11・15行「差別...をもって」を「差別しないことやお互いを尊重し認め合うという姿勢を日常生活の中で」に修正します。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	85 13頁(5)企業は、労働の場における重大な女性差別があることは明白です。公正な選考・採用についても差別があるから女性の非正規雇用増、女性の貧困化ひいては高齢女性の貧困化へとつながって、女性は生涯にわたる不幸を背負わされています。部落の女性が二重に差別を受けていることを含めて、下段3行目で触れる。	ご指摘の内容につきましては、企業は、企業活動のあらゆる場面での人権を考慮し、職場内からあらゆる差別を根絶するための努力を行う責務を求めていく方針の中に、包括しているものです。	原案のとおりとします。
	86 15・16頁(1)市職員(2)教職員等で、「職員人権同和問題意識調査」の分析は誰がして、その結果からの見直しはどんな機関がするのか記述する。	職員研修は地方公務員法第39条第2項の規定により、市長が行うものと定められていますので、職員研修基本方針の見直しや、その基礎となる職員意識調査結果の分析も、学識経験者の意見等をふまえながら市(総務部能力開発室)で実施することとなります。 いただいたご意見は、職員研修基本方針や職員意識調査結果分析の決定過程を記述すべきとの趣旨かと思いますが、この「人権教育・啓発基本方針」は人権教育・啓発の方向性を示すものとしていきますので、それら決定過程について詳細に記述する必要性は乏しいものと考えています。 ご意見では、「市職員」と「教職員」で「意識調査」を...とありますが、第3回久留米市職員人権同和問題意識調査は、「市職員」を対象に実施しました。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	87 16頁下から7行からは、子どもへの教育的愛情について研修の必要性が述べられていますが、子どもたちへの愛情を持って一人一人を大切にするためには、教師が子どもと向き合うゆとりを持つことが何より大切だと考えるので、そのことを加える。	本項目においては、教師自身の人権感覚の向上について重点をおいて述べております。ご意見については、平成20年1月に中央教育審議会から出された答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」において、「教師が子どもと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等」の中で、教職員定数の改善や外部人材の活用、地域全体で学校を支援する体制の構築、指導方法の改善などがあげられております。 今回述べております研修の充実、指導方法の改善により子どもと向き合う時間を効率的・効果的に活用することにもつながると考えております。なお、外部人材の活用や地域の支援体制の構築等については、今後策定する基本計画の中でその具体化に努めたいと考えております。	原案のとおりとします。
	88 22頁(1)現状と課題について、部落差別については、国民が、各人が侵している人権侵害・差別であるということの自覚がなく、まして「市民・国民」としての自責の念までには至らないものになっている。 それは、資料や研修等で「心の問題」にすり替えて与えられているからだという印象が強いことも否めない実感です。今後、検証と再検討を。	「部落差別」については心がけ、やさしさ、思いやり等の心の問題だけで解決するものではなく、関係法規や差別の現状・実態を正しく認識し、理解を深めることが差別をなくす行動力につながるものであり、今後そのような観点で啓発のあり方について検討していきたいと考えます。	原案のとおりとします。
	89 25頁19行の「施策の方向」中、ア～カについては熟考してほしい。	ご意見にあるとおり、まだまだ人権感覚が本当の意味で身につけているとは考えていません。しかし、一朝一夕で身につくものでもなく、地道に続けていく必要があると考えます。 この基本指針は、そういった中で、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
国分町 団体	90	26頁 2女性に関する問題の「現状と課題」について、(1)現状に「現実の社会では固定的性別役割意識等」の後に、「家制度、家父長制、もっと言えば男尊女卑」という言葉を書き加えるべきである。	趣旨を取り入れた表現にします。	p26 9行「従来の」の後に「男女の地位の不平等観」を挿入します。
	91	41頁1行「故なく」は「已む無く」、もっといい言葉があればそのように書き直しを。	この文言は、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法第2条の条文からの引用ですが、誤解を招く恐れがあることから他の表現に変更します。	「故なく」を「様々な理由により」に修正します
	92	43頁 推進体制等 4進行管理と見直しの最下段の「～みなおしをおこないます。」の後に、「見直しに当たっては市民の意見を必ず聞きます。」と加えてください。	計画を策定していく中では市民の意見を聞くのは必要であると考えますので、意見を取り入れていきたいと考えます。	「見直しに当たっては市民の意見を聞きながら行っていきます。」へ修正します。
荒木町 個人	93	格差社会を生む正規・非正規社員差別について言及されていない。	非正規労働者の問題につきましては、厚生労働省では、不安定就労の増大や社会保障システムの脆弱化等の視点から、「雇用制度のあり方」を改善するため「労働契約法」の制定や「パートタイム労働法」の改正など、安定的な雇用環境の整備が進められています。 ご指摘の事項が職制等を前提とした人権問題に関するものであるとすれば、本文内において、企業は、企業活動のあらゆる場面での人権を考慮し、職場内からあらゆる差別を根絶するための努力を行う責務を求めていく方針の中に、包括しているものです。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者	意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
荒木町 個人	94 実際により(市教委は確認されているはずで)法令にも違反している教師の体罰については言及がなく、市では体罰を容認しているかのようだ。必ず言及を。	体罰については学校教育法第11条において、教育上必要である場合の懲戒は認められていますが、体罰については禁止されており、本市といたしましても決して容認することができない行為と認識しております。このことは、教職員等の人権感覚に係る課題ですので、職員等への研修の中で、右のような修正を行います。	p17の2行目「研修も必要です。」の後に「同時に、体罰の禁止や児童虐待の早期発見など、子どもの人権を守るために教職員が取るべき行動についての研修の充実も必要です。」を挿入します。
	95 子どもたちに「なぐる・ける」を「されない権利」を教えていくことも言及を。	子どもが自身の人権が侵された場合に、それを訴えることができるようになることは重要なことであると認識しております。この内容は、学校における人権教育啓発・推進において、「子どもが抱える心の問題の解決し、安心して楽しく学べる学校づくり」という文言に含めております。 今後策定する基本計画においては、この内容をより具体化し、「されない権利」をいかに子どもたちに教えていくかについても検討していきたいと考えております。	原案のとおりとします。
	96 学校現場でのパワーハラスメントについても言及が必要と考えます。弱い立場の教職員がどのような扱いを受けているか調べてから、子ども達への人権教育を考へること。	ご意見の職場内でのパワーハラスメント防止については、教職員自身の人権感覚の向上と大きく関係すると考えます。このことについては、第3章の2特定職業従事者に対する推進(2)教職員等において、研修の充実として述べさせていただいております。	原案のとおりとします。
	97 「特定従事者に対する推進」という項目の中に、「議会関係者」の項目が必要でなのでは。議員は選挙で選ばれているからといって、人権教育・啓発が必要ないとは言えないと考える。	人権問題という重要性にかんがみ、行政が行う様々な教育・啓発活動等への参加案内や情報提供等に努めたいと考えます。	原案のとおりとします。

久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について

意見者		意見の概要	市の考え方	指針案の修正案
荒木町 個人	98	中学校の学校選択制において、「一部の学校に対する偏見」「敬遠されている学校の生徒や保護者の悩み」「応募の途中状況を小学校に掲示する事での小学生の悩み…」などは人権問題ではないのか。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします。
	99	「暴力団をなくす」ための実際的な提案がなされないまま、「暴力団追放」では「暴力団」にしか居場所がない、特に未成年はどうすればいいのか。住む所やまともな仕事を得られる援助に言及できないか。	本指針において、暴力団への援助はふさわしくないと考えておりますが、暴力団を脱退した元暴力団員については、警察及び県暴力追放センターによる就職相談などが行われております。	原案のとおりとします。